

第 6097 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 12月 6日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 住宅取得等資金の贈与の特例

**Q**：住宅取得等資金の贈与には特例があるとか。どのような特例なのですか？

**A**：次のような内容です。

### 【解説】

住宅取得等資金の贈与の特例とは、平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、その直系尊属から特定受贈者（直系尊属から贈与を受けた20歳以上（その年の1月1日現在）の者で、合計所得金額が2,000万円以下のもの）に住宅用家屋の新築・取得又は増改築に充てるための金銭（住宅取得等資金）を贈与した場合に、その住宅用家屋の新築等について一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税の課税価額に算入しないとするものです。

非課税限度額は、年度により異なりますが、平成32年3月31日（契約日）までについては、次のようになっています。

①消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者、個人間売買により中古住宅を取得した者

- ・良質な住宅用家屋 1,200万円
- ・上記以外 700万円

②消費税率10%の適用を受けて住宅を取得した者

- ・良質な住宅用家屋 3,000万円
- ・上記以外 2,500万円

なお、この制度は、暦年課税の基礎控除額、相続時精算課税の特別控除又は特定の贈与者からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例と併用適用することができます。

